

ただし、特定口座（源泉徴収口座）のご利用などにより申告が不要な配当所得や株式等譲渡所得を申告した場合、これらの所得が合計所得に算入され個人住民税均等割の非課税判定などに影響します。さらに、国民健康保険や後期高齢者医療、介護保険等の保険料算定や各種行政サービス等に影響することもありますのでご注意ください。

確定申告用紙 第二表

[illegible][illegible]

○ 住民税・事業税に関する事項										
住民税	非上場株式の 少額配当等	非居住者 の特例	配当割額 控除額	株式等譲渡 所得割額控除額	給与、公的年金等以外の 所得に係る住民税の徴収方法		都道府県、市区町村 への寄附 (特例控除対象)	共同基金、日赤 その他の寄附	都道府県 条例指定寄附	市区町村 条例指定寄附
	円	円	円	円	特別徴収	自分で納付	円	円	円	円
					○	○				